

議案第17号

南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例

南あわじ市市民センター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「市民センター」を「センター」に改める。

第 13 条を次のように改める。

（使用料）

第 13 条 使用者は、別表に定める使用料を市長が指定する期日までに納入しなければならない。

第 15 条を削り、第 16 条を第 15 条とする。

第 17 条第 1 項中「第 8 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 16 条とする。

第 18 条を第 17 条とし、第 19 条を第 18 条とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市市民センター条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第5条 略 (休館日)</p> <p>第6条 <u>市民センター</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第7条～第12条 略 <u>(使用料)</u></p> <p>第13条 <u>センターの使用料は、別表のとおりとする。</u></p> <p>第14条 略</p> <p>第15条 <u>使用料は、市長の発行する納入通知書により使用期日前5日までに納入しなければならない。</u></p> <p>第16条 略 (原状回復の義務)</p> <p>第17条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。 第8条の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>第18条 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (休館日)</p> <p>第6条 <u>センター</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第7条～第12条 略 <u>(使用料)</u></p> <p>第13条 <u>使用者は、別表に定める使用料を市長が指定する期日までに納入しなければならない。</u></p> <p>第14条 略</p> <p>第15条 略 (原状回復の義務)</p> <p>第16条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。 第10条の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>第17条 略</p>	

第19条 略

第18条 略

議案第18号

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年南あわじ市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>第4条以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p>第4条以下 略</p>	

議案第19号

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成27年南あわじ市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項各号を次のように改める。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験者
- (4) 心理、教育、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (5) その他教育委員会が必要であると認める者

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第10条 略 (組織及び委員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>弁護士</u></p> <p>(2) <u>精神科医</u></p> <p>(3) <u>兵庫県中央子ども家庭センター洲本分室臨床心理士</u></p> <p>(4) <u>淡路教育事務所スクールソーシャルワーカー</u></p> <p>(5) <u>市立小学校及び中学校スクールカウンセラー</u></p> <p>(6) <u>その他教育委員会が必要であると認める者</u></p> <p>3 略</p> <p>第12条以下 略</p>	<p>第1条～第10条 略 (組織及び委員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>弁護士</u></p> <p>(2) <u>医師</u></p> <p>(3) <u>学識経験者</u></p> <p>(4) <u>心理、教育、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>その他教育委員会が必要であると認める者</u></p> <p>3 略</p> <p>第12条以下 略</p>	

議案第20号

南あわじ市働く婦人の家条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市働く婦人の家条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市働く婦人の家条例の一部を改正する条例

南あわじ市働く婦人の家条例（平成 17 年南あわじ市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「前納」を「納付」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

室名	単位	使用料（1 時間当たり・円）	
		午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで
教養室	1 時間	450	500
調理実習室	1 時間	450	500
研修室	1 時間	200	250
講習室	1 時間	450	550
軽運動室	1 時間	1,200	1,450

備考 次の各号に掲げる場合は、上記の使用料に当該各号に掲げる額を加算した額を徴収するものとする。この場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 冷暖房を使用する場合 昼間使用料に 50% を乗じて得た額
- (2) 使用者が市民でない場合 使用料(前号に規定する加算額があるときはこれを除く。)に 50% を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市働く婦人の家条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																																																
<p>第1条～第10条 略 (使用料) 第11条 使用者は、別表に定める使用料を<u>前納</u>しなければならない。 第12条～第15条 略 別表(第11条関係)</p> <table border="1" data-bbox="235 564 1048 948"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養室</td> <td>1時間</td> <td>円 450</td> <td>円 500</td> <td>冷暖房を使用するときは、昼間</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>〃</td> <td>450</td> <td>500</td> <td>使用料の50%を</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>〃</td> <td>1,200</td> <td>1,450</td> <td>加算する。</td> </tr> </tbody> </table>	室名	単位	使用料		摘要	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	教養室	1時間	円 450	円 500	冷暖房を使用するときは、昼間	調理実習室	〃	450	500	使用料の50%を	軽運動室	〃	1,200	1,450	加算する。	<p>第1条～第10条 略 (使用料) 第11条 使用者は、別表に定める使用料を<u>納付</u>しなければならない。 第12条～第15条 略 別表(第11条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1077 564 1910 948"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料(1時間当たり・円)</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養室</td> <td>1時間</td> <td>450</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1時間</td> <td>450</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>講習室</td> <td>1時間</td> <td>450</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>1時間</td> <td>1,200</td> <td>1,450</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 次の各号に掲げる場合は、上記の使用料に当該各号に掲げる額を加算した額を徴収するものとする。この場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 冷暖房を使用する場合 昼間使用料に50%を乗じて得た額</p> <p>(2) 使用者が市民でない場合 使用料(前号に規定する加算額があるときはこれを除く。)に50%を乗じて得た額</p>	室名	単位	使用料(1時間当たり・円)		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	教養室	1時間	450	500	調理実習室	1時間	450	500	研修室	1時間	200	250	講習室	1時間	450	550	軽運動室	1時間	1,200	1,450	
室名			単位	使用料		摘要																																												
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																																																
教養室	1時間	円 450	円 500	冷暖房を使用するときは、昼間																																														
調理実習室	〃	450	500	使用料の50%を																																														
軽運動室	〃	1,200	1,450	加算する。																																														
室名	単位	使用料(1時間当たり・円)																																																
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																																															
教養室	1時間	450	500																																															
調理実習室	1時間	450	500																																															
研修室	1時間	200	250																																															
講習室	1時間	450	550																																															
軽運動室	1時間	1,200	1,450																																															

議案第 2 1 号

南あわじ市吹上浜野外教育センター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市吹上浜野外教育センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市吹上浜野外教育センター条例の一部を改正する条例

南あわじ市吹上浜野外教育センター条例(平成 17 年南あわじ市条例第 88 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(使用時間)

第 5 条 野外教育センターの使用時間は、終日とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

別表を次のように改める。

別表 (第 7 条関係)

	使用種別	単位	使用料
キャンプ場	大人 (中学生以上)	1 人/泊	1,200 円
	小人 (小学生)	1 人/泊	400 円
	日帰り	1 人/日	500 円
	貸しテント	1 張り/泊	2,400 円
	AC 電源	1 口/日 1 口/泊	300 円
駐車場	乗用車	1 台/日	500 円
		1 台/泊	
	二輪車	1 台/日	200 円
		1 台/泊	

摘要

- 2 泊目 (2 日目) 以降の利用については、上記金額の半額とする。
- 小学生未満の使用料及び自転車の駐車料は無料とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市吹上浜野外教育センター条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																																																																
<p>第1条～第4条 略</p> <p><u>(使用時間)</u></p> <p>第5条 野外教育センターの使用時間は、午後5時から翌日の午前9時までとする。</p> <p>第6条～第13条 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="232 611 1025 1043"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キ</td> <td>大人(中学生以上)</td> <td>1人1泊</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ヤ</td> <td>小人(小学生)</td> <td>1人1泊</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>ン</td> <td>食事だけの利用</td> <td>1人1日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>プ</td> <td>貸しテント</td> <td>1張り1泊</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>場</td> <td>AC電源</td> <td>1口1日(泊)</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駐 車 場</td> <td>乗用車</td> <td>1台1泊</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>二輪車</td> <td>1台1泊</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>摘要</p> <p>1 2泊目(2日目)以降の利用については、上記金額の半額とする。</p> <p>2 小学生未満の使用料及び自転車の駐車料は無料とする。</p>	使用種別		単位	使用料	キ	大人(中学生以上)	1人1泊	1,200円	ヤ	小人(小学生)	1人1泊	400円	ン	食事だけの利用	1人1日	500円	プ	貸しテント	1張り1泊	2,400円	場	AC電源	1口1日(泊)	300円	駐 車 場	乗用車	1台1泊	500円	二輪車	1台1泊	200円	<p>第1条～第4条 略</p> <p><u>(使用時間)</u></p> <p>第5条 野外教育センターの使用時間は、終日とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第6条～第13条 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1097 611 1890 1139"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キ</td> <td>大人(中学生以上)</td> <td>1人/泊</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ヤ</td> <td>小人(小学生)</td> <td>1人/泊</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>ン</td> <td>日帰り</td> <td>1人/日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>プ</td> <td>貸しテント</td> <td>1張り/泊</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場</td> <td rowspan="2">AC電源</td> <td>1口/日</td> <td rowspan="2">300円</td> </tr> <tr> <td>1口/泊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">駐 車 場</td> <td rowspan="2">乗用車</td> <td>1台/日</td> <td rowspan="2">500円</td> </tr> <tr> <td>1台/泊</td> </tr> <tr> <td>二輪車</td> <td>1台/日 1台/泊</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>摘要</p> <p>1 2泊目(2日目)以降の利用については、上記金額の半額とする。</p> <p>2 小学生未満の使用料及び自転車の駐車料は無料とする。</p>	使用種別		単位	使用料	キ	大人(中学生以上)	1人/泊	1,200円	ヤ	小人(小学生)	1人/泊	400円	ン	日帰り	1人/日	500円	プ	貸しテント	1張り/泊	2,400円	場	AC電源	1口/日	300円	1口/泊	駐 車 場	乗用車	1台/日	500円	1台/泊	二輪車	1台/日 1台/泊	200円	
使用種別		単位	使用料																																																															
キ	大人(中学生以上)	1人1泊	1,200円																																																															
ヤ	小人(小学生)	1人1泊	400円																																																															
ン	食事だけの利用	1人1日	500円																																																															
プ	貸しテント	1張り1泊	2,400円																																																															
場	AC電源	1口1日(泊)	300円																																																															
駐 車 場	乗用車	1台1泊	500円																																																															
	二輪車	1台1泊	200円																																																															
使用種別		単位	使用料																																																															
キ	大人(中学生以上)	1人/泊	1,200円																																																															
ヤ	小人(小学生)	1人/泊	400円																																																															
ン	日帰り	1人/日	500円																																																															
プ	貸しテント	1張り/泊	2,400円																																																															
場	AC電源	1口/日	300円																																																															
		1口/泊																																																																
駐 車 場	乗用車	1台/日	500円																																																															
		1台/泊																																																																
	二輪車	1台/日 1台/泊	200円																																																															

議案第 2 2 号

南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

南あわじ市スポーツセンター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表南あわじ市西淡社会教育センターの項施設の欄を次のように改める。

体育館・テニスコ ート

別表中第 1 号イ) の表を削り、同号中ウ) の表をイ) の表とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市スポーツセンター条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																												
<p>第1条 略</p> <p>(名称、施設及び位置)</p> <p>第2条 スポーツセンターの名称、施設及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 507 1046 746"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南あわじ市 西淡社会教 育センター</td> <td><u>グラウンド・体 育館・テニスコ ート</u></td> <td>南あわじ市松帆古津路970番地7 1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第13条 略</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>(1) 南あわじ市西淡社会教育センター使用料</p> <p>ア) 体育館</p> <table border="1" data-bbox="235 965 1046 1013"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>イ) <u>グラウンド</u></p> <table border="1" data-bbox="235 1072 1046 1264"> <thead> <tr> <th><u>使用区分</u></th> <th><u>基本使用 料</u></th> <th><u>摘要</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生以下</td> <td>100円</td> <td rowspan="2">1時間当たり</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ) <u>テニスコート</u></p>	名称	施設	位置	南あわじ市 西淡社会教 育センター	<u>グラウンド・体 育館・テニスコ ート</u>	南あわじ市松帆古津路970番地7 1	南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略			略	<u>使用区分</u>	<u>基本使用 料</u>	<u>摘要</u>	高校生以下	100円	1時間当たり	一般	200円	<p>第1条 略</p> <p>(名称、施設及び位置)</p> <p>第2条 スポーツセンターの名称、施設及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1099 507 1910 746"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南あわじ市 西淡社会教 育センター</td> <td><u>体育館・テニス コート</u></td> <td>南あわじ市松帆古津路970番地7 1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第13条 略</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>(1) 南あわじ市西淡社会教育センター使用料</p> <p>ア) 体育館</p> <table border="1" data-bbox="1099 965 1910 1013"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>イ) <u>テニスコート</u></p>	名称	施設	位置	南あわじ市 西淡社会教 育センター	<u>体育館・テニス コート</u>	南あわじ市松帆古津路970番地7 1	南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略			略	
名称	施設	位置																												
南あわじ市 西淡社会教 育センター	<u>グラウンド・体 育館・テニスコ ート</u>	南あわじ市松帆古津路970番地7 1																												
南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略																														
略																														
<u>使用区分</u>	<u>基本使用 料</u>	<u>摘要</u>																												
高校生以下	100円	1時間当たり																												
一般	200円																													
名称	施設	位置																												
南あわじ市 西淡社会教 育センター	<u>体育館・テニス コート</u>	南あわじ市松帆古津路970番地7 1																												
南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略																														
略																														

略

(2) 南あわじ市西淡グラウンド使用料～(9) 南あわじ市文化体育館使用料 略

略

(2) 南あわじ市西淡グラウンド使用料～(9) 南あわじ市文化体育館使用料 略

議案第 23 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例

南あわじ市公民館条例（平成 17 年南あわじ市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「及び」を「又は」に改め、同項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(4) 納付期限を過ぎた未納金があるとき。

第 9 条第 1 項中「前納」を「納付」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の南あわじ市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

南あわじ市公民館条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第5条 略 (使用の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 教育委員会は、法第23条に定めのある場合<u>及び</u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、教育委員会において不相当と認めるとき。</p> <p>第7条・第8条 略 (使用料)</p> <p>第9条 使用者は、別表第2に定める使用料を<u>前納</u>しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第10条以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (使用の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 教育委員会は、法第23条に定めのある場合<u>又は</u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>納付期限を過ぎた未納金があるとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、教育委員会において不相当と認めるとき。</p> <p>第7条・第8条 略 (使用料)</p> <p>第9条 使用者は、別表第2に定める使用料を<u>納付</u>しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第10条以下 略</p>	

議案第 24 号

南あわじ市衛生センター条例を廃止する条例制定について

南あわじ市衛生センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市衛生センター条例を廃止する条例

南あわじ市衛生センター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 192 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 9 か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第25号

南あわじ市下水放流施設条例制定について

南あわじ市下水放流施設条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市下水放流施設条例

(設置)

第1条 市民のし尿を衛生的に処理するため、南あわじ市下水放流施設（以下「下水放流施設」という。）を設置する。

(位置及び所轄区域)

第2条 下水放流施設の位置及び所轄区域は、次のとおりとする。

- (1) 位置 南あわじ市倭文神道 490 番地 1
- (2) 所轄区域 南あわじ市域

(職員)

第3条 下水放流施設に所長その他必要な職員を置く。

(休日)

第4条 下水放流施設の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 市長は、前項に規定する休日のほか、下水放流施設の管理上必要があるときは、臨時に閉所又は開所することができる。

(利用時間)

第5条 下水放流施設の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし、市長は事情によりこれを変更することができる。

(運営協議会)

第6条 下水放流施設の適正な管理運営を図るため、運営協議会を置くことができる。

2 前項の運営協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

議案第26号

南あわじ市サンライズ淡路条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市サンライズ淡路条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市サンライズ淡路条例の一部を改正する条例

南あわじ市サンライズ淡路条例（平成 17 年南あわじ市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中(7)の表を(8)の表とし、(6)の表の次に次の 1 表を加える。

(7) 淡路ふれあい公園

種別		使用料	時間
コワーキングスペース	フリースペース	1 日当たり 1,000円	午前 9 時から 午後 8 時まで
		1 箇月当たり 10,000円	
	会議室	1 時間当たり 500円	
	個室ブース	1 時間当たり 300円	

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市サンライズ淡路条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																		
<p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第4条、第9条関係)</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第4条、第9条関係)</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>淡路ふれあい公園</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 512 1912 754"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>使用料</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コワー</td> <td>フリースペ</td> <td>1日当たり 1,000円</td> <td rowspan="2">午前9時から 午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>キング</td> <td>ース</td> <td>1箇月当たり 10,000円</td> </tr> <tr> <td>スペー</td> <td>会議室</td> <td>1時間当たり 500円</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ス</td> <td>個室ブース</td> <td>1時間当たり 300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 略</p>	種別		使用料	時間	コワー	フリースペ	1日当たり 1,000円	午前9時から 午後8時まで	キング	ース	1箇月当たり 10,000円	スペー	会議室	1時間当たり 500円		ス	個室ブース	1時間当たり 300円	
種別		使用料	時間																	
コワー	フリースペ	1日当たり 1,000円	午前9時から 午後8時まで																	
キング	ース	1箇月当たり 10,000円																		
スペー	会議室	1時間当たり 500円																		
ス	個室ブース	1時間当たり 300円																		

議案第 27 号

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例

南あわじ市陸の港西淡条例（平成 17 年南あわじ市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「電動アシスト自転車」を「電動クロスバイク」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

レンタサイクルの区分	利用区分	使用料 (1 台につき)
電動クロスバイク	1 日利用（4 時間未満）	2,000 円
	1 日利用（4 時間以上）	3,000 円
	2 日目以降利用（1 日 当たり）	1,500 円
クロスバイク	1 日利用	1,500 円
	2 日目以降利用（1 日 当たり）	750 円
電動シティサイクル	1 日利用（4 時間未満）	700 円
	1 日利用（4 時間以上）	1,000 円
	2 日目以降利用（1 日 当たり）	500 円
シティサイクル	1 日利用	500 円
	2 日目以降利用（1 日 当たり）	250 円

備考 1 日利用とは、午前 8 時から午後 6 時までの利用を、2 日目以降利用とは、利用開始日の翌日から返却日の午後 6 時までの利用をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用が開始された使用料について適用し、施行日前に利用が開始された使用料については、なお従前の例による。

南あわじ市陸の港西淡条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																														
<p>第1条～第7条 略 (レンタサイクルの利用)</p> <p>第8条 レンタサイクルを利用できる者は、レンタサイクルの利用について安全上支障がない者であって、次の各号に掲げるレンタサイクルの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>電動アシスト自転車</u> 中学生以上の者</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第15条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第9条関係)</p>	<p>第1条～第7条 略 (レンタサイクルの利用)</p> <p>第8条 レンタサイクルを利用できる者は、レンタサイクルの利用について安全上支障がない者であって、次の各号に掲げるレンタサイクルの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>電動クロスバイク</u> 中学生以上の者</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第15条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第9条関係)</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>レンタサイクルの区分</th> <th>利用区分</th> <th>使用料 (1台につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電動アシスト自転車</td> <td>1日利用(4時間未満)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1日利用(4時間以上)</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>2日目以降利用(1日当たり)</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他自転車</td> <td>1日利用</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>2日目以降利用(1日当たり)</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>	レンタサイクルの区分	利用区分	使用料 (1台につき)	電動アシスト自転車	1日利用(4時間未満)	1,000円	1日利用(4時間以上)	1,500円	2日目以降利用(1日当たり)	750円	その他自転車	1日利用	500円	2日目以降利用(1日当たり)	250円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>レンタサイクルの区分</th> <th>利用区分</th> <th>使用料 (1台につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電動クロスバイク</td> <td>1日利用(4時間未満)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1日利用(4時間以上)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>2日目以降利用(1日当たり)</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クロスバイク</td> <td>1日利用</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>2日目以降利用(1日当たり)</td> <td>750円</td> </tr> </tbody> </table>	レンタサイクルの区分	利用区分	使用料 (1台につき)	電動クロスバイク	1日利用(4時間未満)	2,000円	1日利用(4時間以上)	3,000円	2日目以降利用(1日当たり)	1,500円	クロスバイク	1日利用	1,500円	2日目以降利用(1日当たり)	750円	
レンタサイクルの区分	利用区分	使用料 (1台につき)																														
電動アシスト自転車	1日利用(4時間未満)	1,000円																														
	1日利用(4時間以上)	1,500円																														
	2日目以降利用(1日当たり)	750円																														
その他自転車	1日利用	500円																														
	2日目以降利用(1日当たり)	250円																														
レンタサイクルの区分	利用区分	使用料 (1台につき)																														
電動クロスバイク	1日利用(4時間未満)	2,000円																														
	1日利用(4時間以上)	3,000円																														
	2日目以降利用(1日当たり)	1,500円																														
クロスバイク	1日利用	1,500円																														
	2日目以降利用(1日当たり)	750円																														

<u>電動シティサイクル</u>	<u>1日利用（4時間未満）</u>	<u>700円</u>
	<u>1日利用（4時間以上）</u>	<u>1,000円</u>
	<u>2日目以降利用（1日当たり）</u>	<u>500円</u>
<u>シティサイクル</u>	<u>1日利用</u>	<u>500円</u>
	<u>2日目以降利用（1日当たり）</u>	<u>250円</u>

備考 1日利用とは、午前8時から午後6時までの利用を、2日目以降利用とは、利用開始日の翌日から返却日の午後6時までの利用をいう。

備考 1日利用とは、午前8時から午後6時までの利用を、2日目以降利用とは、利用開始日の翌日から返却日の午後6時までの利用をいう。

議案第28号

南あわじ市海水浴センター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市海水浴センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市海水浴センター条例の一部を改正する条例

南あわじ市海水浴センター条例（平成17年南あわじ市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

別表第1中

「

施設名等	単位
第4条各号の許可を受けた場合	開設期間中 日額 1平方メートル当り

」を

「

区分	単位
第4条各号の許可に係るもの	日額 1平方メートル当たり

」に

改める。

別表第2中「施設名等」を「区分」に改め、同表キャンプ場の部ビーチパラソルの項及びゴザの項を削り、同表慶野売店の部を削り、同表に次のように加える。

第4条各号の許可に係るもの	売店・休憩所等	日額 1平方メートル 当たり	35円
	芝生広場	1時間当たり	2,400円

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

南あわじ市海水浴センター条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																		
<p>第1条・第2条 略 (開設の期間)</p> <p>第3条 海水浴センターの開設の期間は、毎年7月上旬から8月下旬までの間とする。</p> <p>第3条の2～第12条 略</p> <p>別表第1 (第7条関係) 阿万海岸海水浴場</p> <table border="1" data-bbox="232 762 1046 1002"> <thead> <tr> <th>施設名等</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条各号の許可を受けた場合</td> <td>開設期間中 日額 1平方メートル当 り</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">シャワー使用料・コインロッカー使用料 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第7条関係) 慶野松原海水浴場</p>	施設名等	単位	使用料	第4条各号の許可を受けた場合	開設期間中 日額 1平方メートル当 り	略	シャワー使用料・コインロッカー使用料 略			<p>第1条・第2条 略 (開設の期間)</p> <p>第3条 海水浴センターの開設の期間は、毎年7月上旬から8月下旬までの間とする。<u>ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第3条の2～第12条 略</p> <p>別表第1 (第7条関係) 阿万海岸海水浴場</p> <table border="1" data-bbox="1097 762 1910 1002"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条各号の許可に係るもの</td> <td>日額 1平方メートル当 たり</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">シャワー使用料・コインロッカー使用料 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第7条関係) 慶野松原海水浴場</p>	区分	単位	使用料	第4条各号の許可に係るもの	日額 1平方メートル当 たり	略	シャワー使用料・コインロッカー使用料 略			
施設名等	単位	使用料																		
第4条各号の許可を受けた場合	開設期間中 日額 1平方メートル当 り	略																		
シャワー使用料・コインロッカー使用料 略																				
区分	単位	使用料																		
第4条各号の許可に係るもの	日額 1平方メートル当 たり	略																		
シャワー使用料・コインロッカー使用料 略																				

施設名等		単位	使用料
キャンプ場	施設使用料～シャワー使用料 略		
	<u>ビーチパラソル</u>	<u>1本</u>	<u>1,000円</u>
	<u>ゴザ</u>	<u>1枚</u>	<u>200円</u>
	コンロセット（網、炭付） 略		
駐車場 略			
<u>慶野売店</u>		<u>2棟1年</u>	<u>2,200,000円</u>

区分		単位	使用料
キャンプ場	施設使用料～シャワー使用料 略		
	コンロセット（網、炭付） 略		
駐車場 略			
<u>第4条各号の許可に係るもの</u>	<u>売店・休憩所等</u>	<u>日額 1平方メートル当たり</u>	<u>35円</u>
	<u>芝生広場</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>2,400円</u>